

## 第10回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月26日(月) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員(10人)

1番 鈴木 智	2番 朝倉隆一郎	3番 舟山 平次
4番 手塚 房夫	5番 木村 朝子	6番 鈴木 寛幸
7番 横澤 謙次	8番 二瓶 幸浩	9番 高橋 泰美
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 山口努事務局長 菅野邦彰局長補佐 佐藤克宣主事
6. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第 21号 農地法第18条の規定による報告について

日程第4 報告第 22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第5 議案第 30号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第 31号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

議 長

春の農作業も本格化しまして、日本全国中がコロナ禍で3度目の緊急事態宣言が都市部では出されるということです。山形県も落ち着くと思ったら、少しずつ増えたり、減ったり、なかなか大変な状況になっております。また、変異ウイルスのまた変異、ダブル変異ウイルスが出て、猛威をふるっていて、ワクチンもなかなか効かないということで、これからのワクチン接種が早く求められると思っています。

農業委員会関係では、政府の方針として、農業新聞にもありましたけれども、担い手への農地の8割集積の目標を立て、ずっと進んできたわけですが、なかなかそれが進まなかったので、農業委員会関係含めて、農業委員会の仕事は、今までは成果に対して、報酬の支払いというのを、今後は成果目標を立て、それにどれだけ到達したか、度合いで報酬を払うということも、農業新聞に書かれていました。

また、農地バンクいわゆる農地中間管理機構でありますけど、農業会議が47各都道府県すべてにあるわけですが、そこを合併しまして、全国で初めて、兵庫には農業会議という名前が無くなりまして、農地センターということで、担い手に農地を集積することに力を入れていきたいという取り組みをしている県もございました。飯豊町は7割を超えているということで、なかなか成果性にされると、この先は、中津川などの山間部にしかないと考えたら、成果性を求められるとなかなか大変と思った所がありました。

昨日、投票の結果が出ました。衆参の補欠選挙も野党がすべて勝ったということで、なかなか、この先、コロナ対策も含めてですけど、全体が揺れてくると思った所でありました。

それでは、ただいまより第10回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、1番鈴木智委員、2番朝倉隆一郎委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委 員

全員異議なし。

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程3報告第21号「農地法第18条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

農地法18条の規定による報告について説明させていただきます。

1 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	黒沢字谷地田 3894-2	

	地目地積	田 1 筆で 4,345 m <sup>2</sup> の内 700 m <sup>2</sup>
--	------	---

以上 1 件につきましてご報告いたします。

議長 報告でありますので、ご了承をお願い致します。続きまして、日程第 4 報告第 2 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたします。なお、番号 1 から番号 3 までは、相続によるものでございます。

1 番	申 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	手ノ子字上ノ原二 405 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 5 筆畑 2 筆で 8,081 m <sup>2</sup>	
2 番	申 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	椿字北小原 1144-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 2 筆畑 2 筆で 5,028 m <sup>2</sup>	
3 番	申 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	中字原尻 761-6 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 1 筆畑 2 筆で 6,298 m <sup>2</sup>	

あっせんの希望はありません。以上でございます。

議長 これも報告でありますので、ご了承ください。続きまして、日程第 5 議案第 3 0 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明致します。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	椿字下野 4353-1	
	地目地積	田 1 筆で 590 m <sup>2</sup>	

申請地は、飯豊町役場から南東に約 1 キロメートルの位置にある農地でございます。椿駅から概ね 300 メートル区域の第 2 種農地に区分されます。

続いて転用事由について説明させていただきます。土地利用計画図も一緒にご覧ください。転用事由につきましては、資材の詰め込み時には県道にトラックを駐車して所有地に資材の積み下ろしを行ってききましたが、県道の妨げとなるため、資材を置けるよう土地の確保とトラック駐車場を設けるものです。なお、併用地通路部分から

申請地までの進入路に排水路がありますが、流れの妨げとならないように土管を埋設いたします。資材行き場等事業計画書を添付しております。申請地全面積を利用する計画にあります。工事着手は、許可後で、令和4年7月10日頃までに工事を完了する予定です。

補足説明を行います。事業費は合計〇〇〇〇円となっております。資金計画につきましてはすべて自己資金で賄う予定であり、残高証明にて事務局で確認をしております。取水は行いません。汚水、生活雑排水については該当致しません。雨水は自然流下ですが、油分が排水路に流れることのないよう気を付けて対応をしてお伺いしております。土地改良区との関係性ですが、土地改良事業施工地ではありますが、既に事業から8年が経過しており、意見書を添付されておりますが、内容の通り問題はございません。

続いて被害防除計画について説明いたします。盛土造成後に植生による法面の保護を行います。近傍農地への影響については極力ないよう被害防除に努めます。農業用排水施設等に及ぼす影響はございません。以上の内容について、4月14日、地元農業委員の〇〇と現場確認を行っております。許可の基準ですが、第2種農地の転用につきましては、第3種農地に立地困難な場合は許可できるとされております。以上説明しましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。事務局の説明に関連して、当該委員の現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。〇番〇〇委員

〇〇委員 　　ただ今、事務局から説明があった通りでございます。また、2種農地ということでもありますので、その辺も考慮して頂きたいと思っております。また、〇〇〇に関しては、地元の優良企業でもありますので、よろしくご審議お願い致します。

議長 　　これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委員 　　全員挙手

議長 　　挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第6議案第31号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 　　農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。今回につきましては、新規1件、再設定9件となっております。

1 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田 3894-2	
	地目地積	田 1 筆で 4,345 m <sup>2</sup> の内 700 m <sup>2</sup>	
2 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字石箱道下 3660 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 9,030 m <sup>2</sup>	
3 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字中洞二 6477-1 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 9 筆で 20,182 m <sup>2</sup>	
4 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字中洞 6486 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 7,061 m <sup>2</sup>	
5 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字中洞三 6650 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,961 m <sup>2</sup>	
6 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字黄金台 3807	
	地目地積	田 1 筆で 4,350 m <sup>2</sup>	
7 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字金山沢 3626	
	地目地積	畑 1 筆で 771 m <sup>2</sup>	
8 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字金山沢 3627	
	地目地積	畑 1 筆で 610 m <sup>2</sup>	
9 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	宇津沢字中田 530 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 9,151 m <sup>2</sup>	

10 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	白川字山之下 470 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 4 筆畑 1 筆で 17,092 m <sup>2</sup>	

すべて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようよろしくお願い致します。

議 長 ただいま事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。〇番〇〇委員

〇〇委員 黒沢谷地田の〇〇〇ですが、1 番の解約にあった案件です。田の配水関係の為に、700 m<sup>2</sup>だけ〇〇〇の方に移した格好ですので、特に問題ないと思いますので、皆様のご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。〇番〇〇委員

〇〇委員 2 番、6 番の案件ですが、再設定ということで、借受人の〇〇〇、〇〇〇については、今までに適正に管理されておりますので、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。〇番〇〇委員

〇〇委員 3 番の案件ですが、再設定でありまして、借受人の〇〇〇ですが、何ら問題ありません。期間が 1 年とありますが、中間管理機構に間に合わずに、来年度からは中間管理機構になります。次の 4 番ですが、3 番と同じであり、何ら問題ありません。5 番の〇〇〇ですが、これも再設定でありまして、これから畜産をしながら野菜を作って、大変意欲的にやっておりますので、なんら問題ないと思います。7 番、8 番は、〇〇〇、〇〇〇は姉妹でありまして、借受人の〇〇〇はアスパラを作っております、一生懸命やっておりますので、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 それでは私の方から、9 番 10 番の案件の説明をしたいと思います。いずれも再設定でありまして、現在までも長い期間貸借を結んでおり、何ら問題なく耕作しております。これからも問題ないと思われしますので、ご審議のほどお願い申し上げます。  
これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員で承認することに決定しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第10回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。  
( 午前9時55分閉会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和3年4月26日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 (1番) \_\_\_\_\_

署名委員 (2番) \_\_\_\_\_